

昭島市行財政改革推進プラン(素案)に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
1	—	—	<p>人口問題をどうするのか。 第五次総合基本計画では目標年次である平成32年度の人口を11万5千人と想定し、増加を見込んでいるが、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)など最近の市の推計では減少を見込んでいる。</p> <p>人口の減少は、健康に働ける人達の減少、市の歳入の減少となる。このような現象が数年後には到来するのではないかと考える。</p>	<p>人口の動向や見通し等については、平成28年2月に策定された昭島市総合戦略において、将来の人口動向を分析し将来展望を示す「人口ビジョン」が定められ、それを踏まえて課題克服のための具体的な施策が示されています。</p>
2	—	—	<p>元気都市あきしまを目指す具体的対策として、新たな児童館の設立と運営の充実を提案したい。</p> <p>定職から離れた人々の中には、話が好きな人、碁や将棋の趣味を持つ人、教職にあった人など多彩である。こうした人々に参加を求め、活用し、市民が施設運営に直接関わる、基本構想でうたうユニバーサル社会を目指したまちづくりの一環となるような、他市に誇れる児童館の設置を。</p>	<p>平成29年3月に策定された昭島市公共施設等総合管理計画における基本方針の一つとして「既存施設の更新等を優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめる。」と定められています。</p> <p>本プランの取組項目3-3-(4)「公共施設マネジメントの推進」においては、この基本方針等に基づき、取組を推進することとしています。</p>
3	—	—	<p>第四次及び第五次総合基本計画では「学校の規模や配置の適正化について検討を進める」としていたが、廃校となった旧拝島第四小学校を今後どうするのか。</p> <p>また、拝島団地に隣接する公園についても隣接自治会の役員が全く知らないうちに突然閉鎖されてしまった。</p> <p>学校や公園といった市民生活に直接関わる課題については、市民に広くオープンにして討議すべきではないか。</p>	<p>旧拝島第四小学校は、昭島市公共施設等総合管理計画において、今後の施設のあり方について具体的な方向性を検討する施設とされており、今後検討がなされていくものと考えます。</p> <p>また、市民への周知についても、本計画の中で、市民や市議会との連携についての記載があることから、本計画の評価報告や改訂、施設の再配置の検討など必要に応じて市民への周知がなされていくものと考えます。</p>
4	—	第4章 職員数の 適正化	<p>行財政改革について、人口減少や歳入減少への対策を仮に考えない場合は市税収入の先細りが明確であることから、市職員を大幅に削減しなければならない。</p> <p>また、公の施設のうち既設施設は早急に整理や委託を考え、施設の新設を計画しているならば根本から見直さなければならない。</p>	<p>職員数の適正化については、事務事業の見直しや業務の民間委託化等により職員の削減を行ったほか、多様な雇用形態の活用等により人件費の適正化にも努めてきており、第4章「機動的な推進体制の確立に向けた取組(定員適正化計画)」において、職員数を削減するだけではなく、それぞれの組織に必要な職員数を見極めながら適正化に努めていく必要があるとしています。</p> <p>また、公共施設の今後のあり方については、第3章における具体的な取組項目として「公共施設マネジメントの推進」を挙げ、公共施設等総合管理計画に基づく取組を推進するとしています。</p>
5	P10・11、 P28～32	第2章 第4章 職員数の 適正化	<p>市税に占める人件費の割合を試算すると、若干の減少傾向にあり、この点では一定の評価をしたいが、職員数の減員には限度があるのではないか。</p> <p>庁舎や学校等を含め、清掃業務、休日・祭日・夜間警備業務などの単純業務で委託されていないところがあれば、業務委託に切り替えることが早急に求められる。</p>	<p>ご意見の趣旨のとおり、職員数の適正化や技能労務職のあり方等については、第4章-2「機動的な推進体制の確立に向けた課題と目標」において、課題を整理しています。</p> <p>これらの課題の解決に向け、第4章-3「具体的な取組項目」を定め、取組を進めていきます。</p>

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
6	P17～26、 P34～36	第3章 第4章 取組項目の 内容について	<p>素案の取組項目の内容について、努める、推進、拡充、取組、見直し、導入で終わっている。更に、各項目のうち平成29年度からの実施が25項目、検討が6項目で、この6項目はすべて平成30年度から反映とある。</p> <p>検討や課題は何がネックで実現できなかったのか等、具体的に示してほしい。</p> <p>これが一般市民に示すための資料ならば、市が基本構想に掲げる、人と人との相互に関わるような共生都市あきしまを目指した具体的な内容とする必要があるのではないか。資料作成の再検討を願いたい。</p>	<p>取組項目の表記については、いただいたご意見と同様に、審議会においても具体性に乏しいのではとの意見が出ました。</p> <p>これに対し、市からは評価、検証を行っていく際に、なるべく具体的な形で示していきたいとの回答がありました。</p> <p>今後、外部委員により本プランの評価、検証がなされますが、その過程で実施や検討の内容が具体的に示されていくものと考えます。</p>
7	—	第4章 部、課等の 呼称について	<p>市の部、課等の呼称について、現在の名称は非常に繁雑であり、担当部署の名称を簡略にすることも行財政改革の一環ではないか。部、課、係名を再検討するとともに、組織も統合があってしかるべきである。</p>	<p>組織については毎年度必要に応じ改正が行われており、平成27年度には主幹・主査職を廃止し担当課長・担当係長職を設置するなど、これまでも市民にわかりやすい組織体制づくりに努められています。</p> <p>職員の派遣も含めた組織のあり方については、取組項目4-1「効率的・効果的な組織体制の確立」において、時代の変化に伴う様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、現行の組織を抜本的に見直し、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努めるとしており、その中で対応がなされていくものと考えます。</p>
8	P28	第4章 派遣職員について	<p>派遣職員について、市は競輪事業組合に1名の職員を派遣しているとあった。競輪事業は過去に収益事業としての面から色々意見があったと記憶している。</p> <p>市は折角このような素案を作成したのであるから、この事業のその後の詳細を報告し、今後の可否について市民の意見を聴取するのも必要ではなからうか。このような事業に派遣される職員の立場なども含めて検討時期ではなからうか。</p>	<p>昭島市行財政運営審議会は昭島市行財政運営審議会条例に基づき設置されており、ご意見の趣旨のとおり、附属資料として昭島市行財政運営審議会条例及び委員名簿を掲載します。</p>
9	—	—	<p>素案には会則、審議会委員名簿が掲載されていない。内容把握のためにも会則や名簿は素案と一体として添付すべきではないか。</p>	<p>昭島市行財政運営審議会は昭島市行財政運営審議会条例に基づき設置されており、ご意見の趣旨のとおり、附属資料として昭島市行財政運営審議会条例及び委員名簿を掲載します。</p>